

# 相続税

## [1] このような場合に相続税がかかる

相続税は、遺産に係る基礎控除額（課税最低限）を上回る財産（正味財産額）があると発生します。

$$\boxed{\text{遺産総額}} - \boxed{\text{債務・葬式費用・非課税財産}} > \boxed{\text{遺産に係る基礎控除額}}$$

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = \frac{5,000 \text{万円}}{\text{定額控除額}} + \frac{1,000 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}}{\text{比例控除額}}$$

相続税の基礎控除額とは、基本的には相続人の数に関係のない定額控除額5,000万円に相続人の数によって金額が変化する比例控除額1,000万円×法定相続人の数を合計したものです。

(1) まず、最初に遺産に係る基礎控除額を計算してみましょう

(例) 法定相続人が配偶者と子供2人の場合

$$5,000 \text{万円} + 1,000 \text{万円} \times 3 \text{ (配偶者+子供2人)} = 8,000 \text{万円}$$

(例) 法定相続人が子供2人の場合

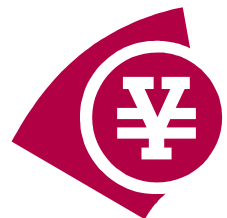
$$5,000 \text{万円} + 1,000 \text{万円} \times 2 \text{ (子供2人)} = 7,000 \text{万円}$$

(2) 次に遺産総額をざっと計算してみましょう。

● 土地 … 時価(路線価)	— 非課税財産(仏壇・仏具・墓地・霊廟・墓石、一定額の生命保険金・死亡退職金)
● 建物 … 固定資産評価額	— 借入金
● 預貯金	— 葬式費用 (初七日、四十九日などの法事費用は除く)
● 有価証券	
● 動産	
● 生命保険金・死亡退職金	
● その他	

(3) いかがですか？遺産総額が遺産に係る基礎控除額を超えた方は相続税がかかる可能性があります。

超えなかった方は相続税がかかる可能性が低いと思いますが、専門家にキッチリと計算してもらいましょう。



(4) 超えた方、いくら相続税がかかるのか心配ですよね？

相続税の早見表で確認してみてください。

① 配偶者がいる場合（単位：万円）

※配偶者の税額軽減を最大限活用して、遺産分割をしたものとして計算しています。

正味遺産総額	配偶者がいる場合			
	配偶者 子供1人	配偶者 子供2人	配偶者 子供3人	配偶者 子供4人
1億円	0	0	0	0
1.5億円	0	0	0	0
2億円	5,000	3,800	3,250	2,700
2.5億円	14,400	11,340	9,900	8,910
3億円	27,070	21,470	18,670	16,800
3.5億円	39,000	31,750	27,500	25,000
4億円	49,000	40,500	35,250	32,500
4.5億円	59,000	49,250	44,000	40,000

② 配偶者がいない場合（単位：万円）

正味遺産総額	配偶者がいない場合			
	子供1人	子供2人	子供3人	子供4人
1億円	6,000	3,500	2,000	1,000
1.5億円	20,000	12,000	9,000	7,000
2億円	39,000	25,000	18,000	14,500
2.5億円	59,000	40,000	30,000	24,000
3億円	79,000	58,000	45,000	35,000
3.5億円	99,000	78,000	60,000	50,000
4億円	123,000	98,000	77,000	65,000

[2] 相続税を計算してみてビックリ、何か税金が安くなったり、かからないようにする方法はないの？

(1) 配偶者には、ここまでは相続税がかからない（配偶者の特典をうまく利用しましょう！）

相続税がかからない範囲

配偶者の法定相続分

と

1億6,000万円

の

どちらが多い方

(例) 相続人が配偶者と子供の場合（有利な遺産分割の仕方）

- ①遺産額 1億6,000万円までの場合で 配偶者が全部相続した場合 ⇒ かからない
- ②遺産額 1億6,000万円超 配偶者が1億6,000万円 ⇒ かからない
- 3億2,000万円までの場合 残りを子供が1億6,000万円 ⇒ × かかる
- ③遺産額 3億2,000万円超の場合 配偶者が法定相続分(1/2)を相続する ⇒ かからない
- 残りを子供が相続する ⇒ × かかる

- (2) 自宅など遺産総額のうち土地がかなりの割合を占めている場合  
土地の評価額を全額ではなく一部の評価（減額）で計算します。

項 目	区 分	貸付の有無	対象面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	—	240 m <sup>2</sup>	80%
	その他	—	200 m <sup>2</sup>	50%
事業用	特定事業用宅地等	貸付 ×	400 m <sup>2</sup>	80%
	特定同族会社事業用宅地等	貸付 ×	400 m <sup>2</sup>	80%
	その他（賃貸住宅・駐車場など）	貸付 ○	200 m <sup>2</sup>	50%

(例) 居住用の自宅用地 路線価 300 千円（1 m<sup>2</sup>あたり） 300 m<sup>2</sup>とした場合

① 土地の評価

$$300 \text{ 千円} \times 300 \text{ m}^2 = 9,000 \text{ 万円} \quad (\text{相続税評価額})$$

② 小規模宅地等の減額金額（特定居住用宅地の場合）

240 m<sup>2</sup>までの部分（減額金額）

$$300 \text{ 千円} \times 240 \text{ m}^2 \times 80\% = 5,760 \text{ 万円}$$

③ ① - ② = 3,240 万円（9,000 万円の土地が 3,240 万円の評価に！）

(3) ただし、(1)、(2) の特例の適用を受けるには…

上記の特例の適用を受けるためには、相続税の申告期限までに遺産が分割されていなければ受けられませんので注意してください。

未分割の場合は法定相続分で申告し、申告期限から3年以内に分割された場合に適用されます。

### [3] 遺産分割が本当に大事だと思われませんか？

[2] (3) より特例の適用を受けるためには、遺産が分割されていないと受けることができません。分割協議は簡単に進みそうですが、決して簡単に進むものとは考えない方が良いでしょう。

そこで、どのようにすればスムーズに分割が進むのでしょうか？

それは、最初（相続が開始）から専門化に任せ、ある程度交通整理をしてもらってから、進めるほうが賢明ではないでしょうか？

実際、相続税の申告の間際になってから、分割協議を始められる方が多いことに驚かされます。

そこで、おさらいになるかもしれませんが、

遺産分割の方法には、遺言による分割、協議による分割、調停による分割、審判による分割の4種類があります。

(1) 遺言による分割

被相続人は、遺言で分割の方法を定め、もしくはこれを定めることを第三者に委託することができます。遺言書は相続対策にも効果があります。

①配偶者が財産を相続して配偶者の税額計算を確実に受けることが出来る。

②孫に財産を渡すことが出来る。(一代飛ばして財産を渡す。)

など、遺言は相続人間の揉め事を事前に防ぐだけでなく、相続対策としても有効ではないでしょうか。

## (2) 協議による分割

協議による分割は、裁判所が関与せずに、相続人全員の合意により遺産を分割する手続で、最も一般的な分割方法といえます。

## (2) 調停による分割

相続人間で遺産分割の協議が調わないとき、又は、協議をすることができないときは、各相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができます。

## (4) 審判による分割

遺産分割の協議が調わなかったり、協議ができないときは、各相続人は家庭裁判所に対して、遺産分割の審判を請求することができます。

遺産分割の調停を申立てたものの、遺産分割調停が不成立となった場合、調停申立時に審判の申立てがあったものとみなされ、審判手続に移行します。

相続の開始から分割協議書の作成、相続税の申告、遺産を整理するとなると、それぞれの専門家が専門の知識を出し合い、一緒に考えてこそ責任を持って最後まで手続きが完了するものと考えます。